

居宅介護支援事業概要

(令和8年4月1日現在)

《運営規程の概要》

サービスの種類	指定居宅介護支援事業 (平成11年8月26日指定)			
事業所名	清武町在宅介護支援センター (事業所番号4571500018)			
所在地	宮崎市清武町木原5232番地2			
電話番号	0985-84-2990			
管理者氏名	(労働基準法)	黒木孝夫	(介護保険法)	山口朝子
当事業の運営方針	①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ②利用者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って、提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとし、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に務めます。			
営業日	月～土曜日 ※休業日：日曜日・祝日・12/31～1/3			
営業時間	平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～12:30			
通常の事業の実施地域	宮崎市			

《勤務体制》

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	(兼務)1名		(兼務)1名	(兼務可)1名	運営の一元的管理等
2. 介護支援専門員(ケアマネージャー)	2名		2名	1名	居宅介護支援業務等

《当事業が提供するサービスと利用料金》

当事業では、利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成し、計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. サービス利用料金(1月あたり)

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の該当する金額をいったんお支払い下さい。

○居宅介護支援費I

介護支援専門員 一人あたり取扱件数	45未満	45以上	
		45以上60未満の部分	60以上の部分
要介護1・要介護2	10,860円	5,440円	3,260円
要介護3・要介護4・要介護5	14,110円	7,040円	4,220円

※ 以下のような居宅介護支援が行われていない場合は、前記表の金額の50%の額、また減算が2月以上継続している場合には、算定しません。

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることの説明をすること。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を問うことができることの説明をすること。
- ・居宅サービス計画(ケアプラン)を利用者に交付すること。
- ・特段の事情のない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも月1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること。
- ・要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催又は担当者への照会を行う。

※ 業務継続計画未実施減算がある場合には、前記表の金額の100分の1に相当する額を減算いたします。

○初回加算	3,000円
○特定事業所集中減算	
・ 正当な理由なく、訪問介護、通所介護、又は福祉用具貸与それぞれについて、もっともその紹介件数の多い法人がそれぞれのサービスの80%を超えた場合、一定の期間、1月につき2,000円減算します。	
○特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円
○特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円
○特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円
○特定事業所加算(A)	1,140円
○特定事業所医療介護連携加算	1,250円
○入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円(病院又は診療所に訪問)
○入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円(上記以外の方法)
※利用者が入院するに当たって、必要な情報を病院等に提供した場合、1人につき1月に1回を限度として加算します。	
○退院・退所加算(Ⅰ1)	4,500円
○退院・退所加算(Ⅰ2)	6,000円
○退院・退所加算(Ⅱ1)	6,000円
○退院・退所加算(Ⅱ2)	7,500円
○退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円
※退院・退所時に、病院等職員と面談を行い、利用者に関する情報の提供を受けた上で、計画作成を行った場合加算します。	
○通院時情報連携加算	500円
○緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
○ターミナルケアマネジメント加算	4,000円

2. 介護保険給付対象とならないサービス

- ①要介護認定で非該当と判定された場合の居宅介護支援サービス
もし、要介護認定で非該当と判定された場合は、前記の該当する額、及び下記②③に該当するものについてお支払いただきます。
- ②交通費
通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ご自宅と当事業所間の交通費として、下記料金をいただきます。
※ 通常の事業実施地域を超えた地点より片道1kmにつき30円
- ③複写物の交付
利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 ※ 利用料金：1枚につき20円

3. 秘密保持等

事業者が得た利用者および家族に関する個人情報、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者および家族の個人情報を使用する場合は、利用者および家族の同意を事前に文書で得ることとします。この守秘義務は契約終了後も同様です。

4. 虐待の防止

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、指針の整備、虐待防止研修の実施、担当者の配置、委員会の開催等の措置を講じます。

5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 苦情処理の体制 別紙